

真庭市農業委員会だより

「豊かな大地」

第3号

編集・発行 真庭市農業委員会 真庭市久世2928 電話 (0867)42-1676 FAX (0867)42-1048 E-mail nohyoh@city.maniwa.lg.jp

真庭市内の各地で頑張っている人を紹介します



北部地域

三原 政人さん(78才)
(八束地区・蒜山下福田)
就農14年目



三十六年間の教職を退職後、日曜百姓から本格的に農業に取り組み、それまで妻主体でやっていた野菜無人市場を、平成十九年に「蒜山農園」として設立しました。スイートコーンなどの農産物を始め、近隣農家の栽培された作物、加工食品にいたるまで、幅広く店頭やインターネットで販売しています。利用者からは広範囲にわたり好評いただいております。品質の良いものを安価で消費者に提供することを常に心掛けています。これからも、益々健康で夫婦仲良く農業に取り組んでいきたいと思っています。

父が体調を崩したことをきっかけに就農を決意しました。現在は、有機肥料・減農薬によりナスと水稲を栽培しています。「岡山久世有機の会」という生産団体の会長をしており、この団体の活動を活発にするために他分野との連携を目指しています。また、独居の高齢者が増えている昨今、同じ屋根の下で暮らす若者が増えることを願っています。血縁関係を問わず、他の地域からの新規農業参入者に住居の提供や、同じ家に住むことにより、高齢者が安心して暮らせ、かつ、兼業でもいいから担い手が増えることにより、耕作放棄地の有効利用ができ、荒地地がなくなるのではと考えています。そんな仕組みが早く出来ればいいなと思っています。

中部地域

安田 厚介さん(41才)
(久世地区・惣)
就農12年目



大野呂山上に位置する和牛牧場を父の代から経営しており、現在は、肥育牛など約三百頭を、父、叔父、妻、私の四人で飼育しています。耕畜連携による地域循環型農業に取り組んでおり、このやり方が今後も維持できればと願っています。食肉の販売については、県内外を始め、東京市場へも出荷しており、より消費者のニーズに応えられ、肉質と量を堅持した牛づくりを目指しています。今後の目標としては、販路を拡大し、肉のブランド化を考えています。T P Pの参加や口蹄疫制限の解除による枝肉相場の変動に、どれだけ対処していけるか、思案・努力しています。

南部地域

新極 達夫さん(44才)
(落合地区・関)
就農23年目



編集委員会	
委員長	柴田 博行
副委員長	樋口 昌子
委員	坂本 英正
〃	小瀬 光朗
〃	榊 勝昭
〃	佐山 均
〃	樋口 英敏

※編集委員会は、農業委員会だより「豊かな大地」を編集しています。ご意見を寄せてください。

運営委員会	
委員長	石原 誉男
副委員長	橋本 喬至
委員	矢谷 光生
〃	谷口眞須美
〃	西谷 勝男
〃	松原 保
〃	勘藤 明雄
〃	樋口 忠正
〃	妹尾 公雄
〃	横山 健
〃	大石 清子

※運営委員会は、農業委員会の運営に関わる各種方針等を協議しています。



(毎月、開催される総会の様子)

新たに、2委員会を設置しました。

平成22年9月10日設置

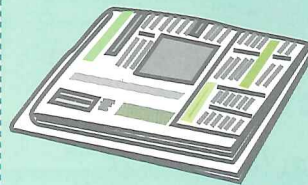
平成22年9月10日設置

情報推進委員会	
委員長	江川 元治
副委員長	實原 尋一
委員	瀬島 和則
〃	菱川 光輝
〃	小出 一博
〃	妹尾 宗夫
〃	福井 晴樹
〃	池田 哲也
〃	原田 始
〃	高野 勉
〃	古南 源二
(年金部長)	石原 誉男

※情報推進委員会は、農業者年金や全国農業新聞の普及推進に取り組めます。

農地委員会	
委員長	西山 一男
副委員長	地面 光政
委員	佐藤 英輔
〃	黒田 秀男
〃	先原 孝志
〃	山本 一郎
〃	本山 茂
〃	江森 光正
〃	小寺 敏之
〃	岡田 節二
〃	青木 栄
〃	家原 良典
〃	仲島 保
〃	遠藤 太郎
〃	槇橋 公雄
〃	芦立 俊康
〃	福島 一則

※農地委員会は、遊休農地を対象とした農地利用状況調査などを行い、農地の有効利用を指導します。



農地 Q & A

Q 耕作放棄地も農地法上は農地ですか？

A 「農地」とは「耕作の目的に供される土地」のことで、一般的には、現に耕作されている土地といえます。しかし、休耕地、耕作放棄地であっても、いつでも耕作できると認められるような土地は「農地」に該当します。

Q 耕作目的で農地を買ったり借りたりする場合にどのような手続きが必要ですか？

A 一般的には、売主(貸主)と買主(借主)が売買(貸借)契約を締結し、買主がその代金を払って土地の所有権(賃借権)を取得することになります。しかし、耕作目的で農地を売買又は賃借する場合は、農地法第3条による農業委員会の許可を受ける必要があります。したがって、農地法による許可が受けられないと所有権(賃借権)は取得できませんので、十分ご理解の上、農業委員会への申請書類としては、農

地法第3条許可申請書の他、添付書類として申請地の登記事項証明書(登記簿謄本)、位置図、地積図などがあります。その他必要に応じて添付する書類がありますので、詳しいことは、農業委員会事務局または各支局総務振興課へご確認ください。



Q 自分の農地に住宅を建てる場合にも、許可があるのでしょか？

A 農地法では、農地を転用する場合及び農地を転用するために所有権移転、賃借権等の権利設定をする場合には、原則、農業委員会の許可を受けなければなりません。したがって、自己所有の農地に住宅を建てる場合であっても、優良農地の確保を図る必要性等により農地法第4条の許可が必要となります。ちなみに、所有権移転を伴う転用の場合は、農地法第5条の許可が必要となります。

農地パトロールを実施

平成二十二年八月二十六日から九月二日までの間に、農業委員会（事務局含む）から延べ四十名が参加し、農地パトロールを実施しました。本年度は、転用許可を受けていても未着手であったり、無許可で転用していたりといった箇所を重点的に確認しました。許可申請どおりの転用がなされていない農地については、今後の施工計画書を提出いただき、早期着手及び早期完了するよう指導しました。



(現況を確認する地区担当委員)

農業問題相談を実施

平成二十二年七月七日から十五日まで、市内七箇所で開催した農業問題相談を実施しました。相談者からは、小作

農業者年金制度研修会を実施

地を購入したい、家族が減って荒れ地が増えた、譲り渡したい人の下限面積が足りないなど、多くの相談がありました。農業委員会からは、延べ十五名が出席し相談に応じました。



(相談を受ける農業委員)

農地の利用状況調査を実施

平成二十二年十一月十六日から三十日まで、農地の利用状況調査を実施しました。今回は、平成十九年度の耕作放棄地調査で「緑（草刈り等を行えば耕作可能な農地）」に区分された箇所を対象に、市内十地域の二百七筆について、地区担当農業委員（農地委員）を中心に十七名で調査しました。

耕作を放棄されている農地の所有者に対しては、引き続き利用増進を図るための指導を行っていきます。

地調査を行いました。調査の結果、山間部を中心に多くの耕作放棄地があることが分かりました。

荒れ具合に応じて、草刈りなど、手を加えることで耕作再開が可能な農地（緑・黄区分）と、森林や原野となり再生が困難な農地（赤区分）に分類しています。

今後の取り組み

今年度は、落合の田野上地区を調査する予定です。緑・黄区分については、農地として再活用できるように指導していきたくと考えています。赤区分については、農地所有者に「非農地通知書」を発送します。

非農地通知書を受け取った農地所有者の方へ

非農地通知書は、農業委員会が農地ではないことを証明した書類です。原則、田んぼや畑を宅地などに転用する場合、農業委員会の許可が必要です。しかし、非農地通知書は許可に代わるものであり、法務局（登記所）で提示して地目変更ができます。今後、農業委員会が現地確認を行った上で「非農地通知書」を送付することになりますので、通知書が届いたら、速やかに地目変更手続きをお願いします。

非農地調査



(講師の説明を熱心に聞く農業委員)

市内の耕作放棄地

平成十九年度、真庭市は耕作放棄



知って得する 農業者年金



Q: 農業者年金はどのような仕組みになっていますか?

A: 少子高齢時代でも安定し、安心して加入できる積立方式・確定拠出型の年金です!

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる**積立方式の年金**です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる**確定拠出型の仕組み**です。「積立方式・確定拠出型」の農業者年金制度は、加入者や受給者の方の数がどのように変化しても、その影響を受けない**財政的に安定した制度**ですので、**少子高齢時代でも安心してご加入いただけます。**

保険料の額は月額2万～6万7千円の間で選択でき、**途中で自由に増額させることもできます。年金は、生きていたる間必ず決まった金額が支払われる終身年金**です。また、仮に80歳よりも前に亡くなった場合でも、80歳までの農業者老齢年金の現在価値に相当する金額は、**死亡一時金としてご遺族に支給**されます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF 虎ノ門ビル5F
電話：03 (3502) 3942 FAX：03 (3592) 2660

<http://www.nounen.go.jp/>

農業者年金の支給額の試算(満65歳)

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	91万円	79万円	136万円	118万円
30歳	30年	60万円	52万円	90万円	78万円
40歳	20年	35万円	31万円	53万円	46万円
50歳	10年	16万円	14万円	23万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。

農業者年金には、

- ①国民年金の第1号被保険者で、
- ②年間60日以上農業に従事する、
- ③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。



●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJ Aか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!

農地の賃借料情報

平成22年1月から12月までに締結(公告)された賃借料における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

【田(水稲)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧北房町全域、旧落合町全域、旧久世町全域	13,000円	15,000円	10,000円	22
旧勝山町全域、旧美甘村全域、旧湯原町全域	10,100円	15,000円	6,000円	30
旧中和本村全域、旧八束村全域、旧川上村全域	8,672円	12,000円	5,000円	61

【田(飼育作物)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧中和本村全域、旧八束村全域、旧川上村全域	18,881円	20,000円	10,000円	159

* データ数は集計に用いた筆数 * 使用賃借権の設定は除外

農地法の申請、利用権設定の申請は
原則毎月20日締め切りです。
(閉庁日の場合、翌閉庁日)
※変更になる場合がありますので、ご確認ください。

焼きそばのたれ
平成二十二年、蒜山は賑やかでした。ひるぜん焼そば好いとん会がB1グラブで二位になったんです。蒜山は、昔からみそだれ文化。地元では、みそをベースに大根、ニンニク、ミニトマトなど二十種類もの地元の食材を使ったたれも作られており、市内では、たくさんのお店の仲間たちも次々に生まれています。是非、この期に一度食してみたいかがでしょう。(昌子)



編集後記
少ない紙面に多くの情報をわかりやすくお伝えするため頑張っています。これからも「豊かな大地」をご支援ご活用いただければ幸いです。(柴田)

農地を守り、担い手を応援する農業専門情報紙です。経営と暮らしに役立つ情報をコンパクトにわかりやすくお伝えします。皆さまも、「全国農業新聞」をご購読くださいますようお願いいたします。月六百元で毎週金曜日に発行します。お気軽に農業委員または農業委員会事務局までお申し込みください。

全国農業新聞の購読をお願いします



支払った保険料は、納税申告の際、その全額が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。また、農業の担い手の育成、支援のために、一定の要件を満たしている方には保険料の国庫補助が受けられます。皆さまのご加入をお勧めします。
【年金推進部長・石原 誉男】

農業者年金加入のポイント